

# 東北高等学校選手権大会開催基準要項

## 1 趣 旨

体育運動を通して東北六県高校生徒の交流を深め、体力・技能の向上とスポーツマンシップの高揚を図り、心身ともに健全な高校生を育成する。

## 2 主 催

大会の主催は東北高等学校体育連盟（以下「本連盟」という）、開催県（同教育委員会を含む）及び東北地区関係競技別統轄団体とし、必要に応じて開催地関係機関・団体等共催することができる。

## 3 後 援

必要により開催県関係機関・団体、その他（報道機関等）を後援または共同後援団体とすることができる。

## 4 主 管

大会の主管は本連盟競技種目別専門部（以下「専門部」という）及び開催県の高等学校体育連盟（以下「県高体連」という）とし、必要により開催県競技種目別団体と共同主管とすることができる。

## 5 大会の開催

- (1) 大会は東北六県内を競技種目別に定められた順序で開催することを原則とする。
- (2) 開催地は開催県高体連が決定する。
- (3) 開催要項は当該専門部長が開催前年の8月31日まで本連盟並びに開催県高体連会長に提出する。
- (4) 運営は開催県高体連当該専門部が、他の主管団体と提携してあたる。
- (5) 競技方法は各競技種目とも学校対抗とし、別に個人戦を合わせ実施することができる。
- (6) 各競技の参加者は各県の最強者より順に選出し、その数は大会期間中に競技が終了することを限度とする。

## 6 大会開催の競技種目・期日・期間

- (1) 競技種目は次のとおりとする。

陸上競技	バレーボール	バスケットボール	体 操	ソフトテニス
卓 球	サ ッ カ ー	バドミントン	柔 道	ハンドボール
相 撲	ソフトボール	ボ ー ト	自転車競技	水 泳
ス キ ー	剣 道	テ ニ ス	フェンシング	レスリング
ヨ ッ ト	ウエイトリフティング	弓 道	ボクシング	ホ ッ ケ ー
ラグビーフットボール	空 手 道	駅 伝	馬 術	アーチェリー
ス ケ ー ト	なぎなた	カ ヌ ー	少林寺拳法	

(2) 大会期間は次のとおりとする。

6月下旬から7月上旬(水泳、駅伝、スケート、スキーを除く)に実施することを原則とする。ただし、全国高等学校総合体育大会東北地区予選会を必要とする競技種目は、6月中・下旬とする。

(3) 大会日数は3日を越えないことを原則とする。ただし、陸上競技・サッカー・ヨット・ラグビーフットボール競技については4日間の大会日数とする。

## 7 新規大会開催の決定

(1) 新たに大会開催を希望する専門部は、東北六県当該専門部長間で協議し、要項案に予算書を添えて本連盟会長に申請書を提出する。

(2) 申請書は大会開催年度の前年4月1日から8月31日までに提出するものとする。

(3) 本連盟は、(2)の申請に基づいて理事会において決定する。

## 8 大会参加資格

全国高等学校総合体育大会参加資格に準ずる。

## 9 大会役員

別紙大会役員編成基準による。

## 10 競技役員

競技役員は開催県内役員を中心に編成し、やむを得ない場合は、他の参加県に協力依頼することができる。

## 11 大会参加料

(1) 大会参加者は参加料を納入する。

(2) 参加料は全国高等学校総合体育大会参加料を超えない額とする。

(3) 参加料は大会運営費にあてる。

## 12 表彰

各競技とも団体は、3位まで賞状を授与する(各1枚)。個人については、トーナメント方式の場合は3位(ベスト4)まで、1位から6位まで順位がつく場合は6位まで賞状を授与する。

## 付 則

本要項は昭和60年2月6日に決定し、昭和60年度大会より発効する。

昭和62年11月5日 一部改正      平成5年10月28日 一部改正      平成12年10月24日 一部改正

昭和63年11月7日 一部改正      平成10年5月19日 一部改正      平成18年10月23日 一部改正

平成2年11月1日 一部改正      平成11年10月19日 一部改正

# 東北高等学校選手権大会開催基準要項の確認事項

## 1 主催・後援・主管について

(1) 上記団体の記載例は下記のとおりとする。

【主催】東北高等学校体育連盟・(開催県)・同教育委員会

東北競技種目別協会(連盟)・(開催地市町村)・同教育委員会

【後援】開催県体育協会・(開催地市町村体育協会)・(報道機関)

【主管】東北高等学校体育連盟競技種目専門部

開催県高等学校体育連盟・開催県競技種目別協会(連盟)

注1：全国高等学校総合体育大会の予選会を兼ねる競技種目は、全国高等学校総合体育大会開催基準要項による。

注2：( )主たる主催団体よりの申請により共催する。

(2) 特例として、主催団体に下記のを認める。

サッカー：河北新報社 駅伝：毎日新聞社

## 2 大会の開催地について

大会は東北六県内を競技種目別に定められた順序で開催することを原則とする。(別紙資料参照)

## 3 関係文書の作成及び送付について

(1) 開催県外に出す関係文書については、東北高体連会長名と開催県高体連会長名を連署し、公印は開催県会長名のみとする。

(2) 開催県内に出す役員委嘱等の関係文書については、開催県高体連会長または開催県高体連専門部長印のいずれでもよい。

(3) 共催申請並びに後援依頼は、開催県高体連会長印でよい。

## 4 大会開催の期日・期間・参加チーム数について

(1) 大会日数は3日以内、土・日・祝日に実施することを原則とするが、特例として陸上競技・サッカー・ヨット・ラグビーフットボール競技については、4日間の大会日数を認める。

(2) 駅伝・スケート・スキーについては、平日の開催もやむを得ないものと認める。

(3) 諸会議等は、大会日数には含めないものとする。

(4) 参加チーム数は、各県2チーム以内を原則とする。

## 5 大会要項について

(1) 大会役員 役員編成基準に準ずる。(別紙資料参照)

(2) 申込締切日 ①大会開始10日前を目途とする。

②全国高校総体の予選を兼ねる競技は、その要項に準ずる。

- (3) 参 加 料 全国高校総体の参加料を越えない。
- (4) 宿 泊 料 ①各県の協定料金とする。  
②同一開催地で宿泊料が異ならないように留意する。
- (5) 参 加 資 格 全国高校総体参加資格に準じて記載する。(別紙資料参照)
- (6) 要項の提出 当該専門部長(委員長)は、その開催要項を8月31日まで東北高体連並びに開催県高体連に提出する。
- (7) 要項の点検 要項の点検は、常任理事会並びに専門委員長会議で行うが、開催県高体連は事前に点検しておくものとする。
- (8) そ の 他 反省会・懇親会を要項には記載しない。(文書を別途作成する)

## 6 表彰について

各競技とも団体は3位まで賞状を授与する(各1枚)。個人については、トーナメント方式の場合は3位(ベスト4)まで、1位～6位まで順位がつく種目は、6位まで賞状を授与する。

## 7 成績の提出について

各県高体連事務局は、開催競技の成績(団体は全部、個人はベスト8または入賞以上)をまとめて東北高体連事務局に提出する。

※ H17申し合わせ事項(会長あいさつ)

東北会長 → 開催県会長 → 東北部会長 → 開催地部会長

## 《東北高等学校選手権大会参加資格記入例》

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校に在籍する生徒であること。
- (2) 選手は、各県高等学校体育連盟に加盟している生徒で、当該競技要項により東北大会参加の資格を得た者に限る。
- (3) 年齢は、平成〇〇年4月2日以降に生まれたものとする。ただし、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。
- (4) チームの編成において、全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
- (6) 転校後6ヵ月未満の者は参加を認めない(外国人留学生もこれに準ずる)。ただし、一家転住等やむを得ない場合は、各県高等学校体育連盟会長の許可あればこの限りでない。
- (7) 出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する高体連会長の承認を必要とする。
- (8) 参加資格の特例
  - ア 上記第1・2号に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たすと判断され、各県高等学校体育連盟が推薦した生徒について、別途に定める規定に従い大会参加を認める。
  - イ 上記第3号(1)のただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。

## 〔参考:大会参加資格の別途に定める規定〕

1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、都道府県高等学校体育連盟の大会に参加を認められた生徒であること。

2 以下の条件を具備すること。

(1)大会参加資格を認める条件

ア. 本連盟の活動の目的を理解し、それを尊重すること。

イ. 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあつては、学齢、修業年限ともに高等学校と一致していること。また、連携校の生徒による混成は認めない。

ウ. 各学校にあつては、都道府県高等学校体育連盟の予選会から出場が認められ、全国大会への出場条件が満たされていること。

エ. 各学校にあつては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない、運営が適切であること。

(2)大会参加に際し守るべき条件

ア. 大会開催基準要項を遵守し、競技種目別大会申し合わせ事項等にしたがうとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ. 大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

ウ. 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

### 備 考

① 学校教育法第1条

学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園とする。

② 学校教育法第72条 特別支援学校

③ 学校教育法第115条 高等専門学校

④ 学校教育法第124条 専修学校

⑤ 学校教育法第134条 各種学校

平成23年 3月 4日 一部改正